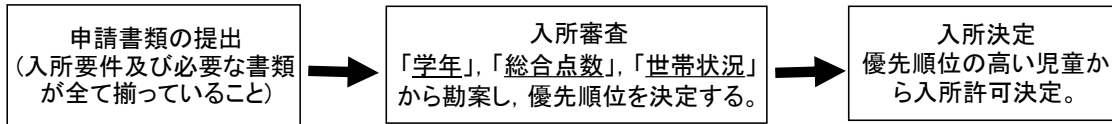


柏市立こどもルーム入所基準点数表(令和6年度用)

入所の審査方法



総合点数＝基準点数(表1)＋調整点数(表2)

※基準点数は表1から父母それぞれの点数を算出し合算する。

※調整点数は表2に該当する調整点数を算出し合算する。

例: 父が180時間の就労, 母が月64時間以上70時間未満の就労, 新規入所申請児童が2人いる場合
「父30点(表1)」+「母18点(表1)」+「サ3点(表2)」=51点(総合点数)

表1: 基準点数表(複数に該当する場合は最も高い点数)

番号	保育を必要とする事由			基準点数		
	類型	細目				
1	就労	会社員等 ・ 自営	月160時間以上の就労を常態		30	
			月140時間以上160時間未満の就労を常態		28	
			月120時間以上140時間未満の就労を常態		26	
			月100時間以上120時間未満の就労を常態		24	
			月80時間以上100時間未満の就労を常態		22	
			月70時間以上80時間未満の就労を常態		20	
			月64時間以上70時間未満の就労を常態		18	
		自営 (協力者)	月160時間以上の就労を常態		24	
			月140時間以上160時間未満の就労を常態		22	
			月120時間以上140時間未満の就労を常態		20	
			月100時間以上120時間未満の就労を常態		18	
			月80時間以上100時間未満の就労を常態		16	
			月64時間以上80時間未満の就労を常態		14	
育児休業・病気休業等から復職予定			就労予定 での点数			
2	出産	出産予定月とその前後2ヶ月		28		
3	疾病 ・ 障がい	疾病	概ね1ヶ月以上の入院を要する		30	
			自宅内 療養	精神性	精神障害者保健福祉手帳1～2級	30
					精神障害者保健福祉手帳3級程度	27
				上記以外の程度		22
				一般療養	常時病臥またはそれに準ずる状態	30
			安静を要する常態(常時病臥を除く)		20	
			通院加療のため保育に当たれない		15	
		障がい	身体障害者手帳 の交付又は診断を 受けている	身体障害者障害程度等級1～2級		30
				身体障害者障害程度等級3級又は4級(視覚障害のみ)		24
				身体障害者障害程度等級4級(視覚障害を除く)又は5～7級		18
			療育手帳の交付を受けている	知的障害の程度	Aの1又はAの2である場合	30
		Bの1である場合	26			
		Bの2である場合	24			

柏市立こどもルーム入所基準点数表(令和6年度用)

番号	保育を必要とする事由		基準点数
	類型	細目	
4	介護・看護	施設通院 看護及び介護を常態(週5日程度)とする	25
		自宅内 看護及び介護を常態(週5日程度)とする	24
		上記以外 上記以外(診断書等による)で必要とする場合	14
5	災害復旧	火災などによる家屋の損傷、その他の災害復旧のため保育に当たれない場合	30
6	求職活動等	就労証明書の未提出	12
		求職活動中	6
7	就学・職業訓練	月160時間以上の就学を常態	25
		月140時間以上160時間未満の就学を常態	23
		月120時間以上140時間未満の就学を常態	21
		月100時間以上120時間未満の就学を常態	19
		月80時間以上100時間未満の就学を常態	17
		月64時間以上80時間未満の就学を常態	15

表2: 調整点数表(複数に該当する場合はそれぞれを加減した点数)

区分	調整の対象となる家庭状況	調整点数
ア	母子・父子世帯(戸籍謄本又は離婚受理証明書による親権者の証明が必要)	10
イ	父母ともに失踪・死亡しているとき	12
ウ	母子・父子世帯に準ずる世帯(離婚調停中かつ別居、失踪、行方不明、拘禁)	7
エ	父又は母が不存在であるとき	30
オ	母子・父子世帯(準ずる世帯を含む)の保護者が求職活動中であるとき	2
カ	生活保護法による生活扶助を受けている	2
キ	保護者、同居世帯員の障害者手帳等の写しが提出されているとき	1
ク	こどもルーム指導員として市内こどもルームに勤務することが、就労証明書等により明らかとなるとき	20
ケ	保育士・保育教諭又は幼稚園教諭として市内の認可を受けた施設等又は市内の幼稚園に勤務することが、就労証明書等により明らかとなるとき	20
コ	既に兄弟姉妹が入所中であり、その兄弟姉妹を新規で申請する	5
サ	新規入所申請児童が2人以上いる	3
シ	勤務の都合で父母の一方が単身赴任しているとき	2
ス	申告のあった保育を必要とする事由(就労の日数や時間・場所等)に対して、実態(就労実績や就労先、退職後2週間以内の申告がなかった等)に整合性がないことが過去に明らかになった場合	-14
セ	未納の保育料があるとき(申請児童以外の未納分がある場合も含む)	-20
ソ	児童福祉上の観点から、特別に調整が必要と認められる場合	15
タ	お迎え遅れが顕著であるとき	-10

※「ア」「イ」「ウ」のいずれかに該当する場合は、「エ」が同時に加点されます。

問い合わせ先
 〒277-0005 柏市柏255
 柏市役所 分庁舎1 1階
 柏市 こども部 学童保育課
 TEL: 04-7167-1294